

平成25年定例会
防災県土整備企業常任委員会
提出資料

○ 所管事項

- I . R D F 焼却・発電事業について 1

[資料]

- R D F 焼却・発電事業に係る確認書 4
○ 脱退負担金の取り扱いに関する決議 8

平成25年12月9日

企 業 庁

| R D F 焼却・発電事業について

1 収支計画の見直しとR D F処理委託料の改定

R D F 焼却・発電事業における収支計画の見直し等については、県と関係市町で構成する三重県R D F運営協議会（以下、「協議会」という。）において協議を行い、市町と合意のもとに進めています。

平成25年11月29日に開催されました協議会総会において、収支計画の見直しやR D F処理委託料の改定等が決定されたことから、平成25年度分から処理委託料を引き下げ、市町の負担軽減を図ることとなりました。

(1) 収支計画の見直し

① 売電収入の増収等に伴う見直し

三重ごみ固形燃料発電所は、平成24年11月から「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生エネ法）」に基づく固定価格買取制度での売電を開始したことにより、売電収入の増収が見込まれることとなりました。

R D F 焼却・発電事業の収支計画は、平成20年11月の協議会総会決議により3年ごとに見直すこととなっており平成26年度が見直し時期でしたが、売電収入の増収等に伴い協議会で協議した結果、1年前倒して平成25年度に見直しを実施することとなりました。

② 収支計画の見直し結果

見直した収支計画（平成20年度～28年度）における収支不足見込額は、旧収支計画の23億1千万円から、10億2千万円改善し、12億9千万円となりました。なお、収支不足見込額については、県と市町で半分ずつ負担することとなっていきます。

（金額は、税抜き）

項目	新計画	旧計画	差
処理量（トン）	420,654	414,881	5,733
収入額（千円）(a)	6,997,654	5,906,665	1,090,989
費用額（千円）(b)	8,289,852	8,218,622	71,230
収支不足額（千円）(b-a)	1,292,198	2,311,957	△1,019,759

(2) R D F処理委託料の改定

収支不足見込額の改善に伴い、平成25年度からR D F処理委託料の減額改定を行いました。本改定にあたっては、平成29年度以降の市町の負担軽減を図るため、1,000円/tを上乗せすることとなりました。この結果、R D F処理委託料は、次頁の表のとおり平成25年度から平成27年度の単価は2,000円/t程度、平成28年度の単価は1,500円/t、各々引き下げるようになりました。

なお、上乗せされた1,000円/tの取り扱いについては、今後、協議会で協議していくこととなりました。

(税抜き)

	改定処理委託料 (a)	旧処理委託料 (b)	差額 (a-b)
平成25年度	6,500円／t	8,479円／t	△1,979円／t
平成26年度	7,372円／t	9,358円／t	△1,986円／t
平成27年度	8,244円／t	10,237円／t	△1,993円／t
平成28年度	8,889円／t	10,389円／t	△1,500円／t

(3) 平成29年度以降の処理委託料の設定

平成29年度から事業終了年度(平成32年度)までの処理委託料については、年度ごとに段階的な引き上げは行わずに、4年間を一定の単価に設定することとなりました。

(4) 今後の対応

今後、改定された収支計画及びRDF処理委託料に基づき適切な運営を行うとともに、協議会総会での意見も踏まえて事業運営について協議していきます。

2 RDF焼却・発電事業に係る確認書

「RDF焼却・発電事業に係る確認書」(以下、「確認書」という。)は、平成23年4月5日の協議会総会で確認された事業継続期間中の離脱ルールの基本的な考え方をもとに、その詳細を文書化し、平成24年3月28日の協議会理事会において承認されました。

平成25年10月18日の協議会理事会において、確認書第4条「運営体制からの脱退等」を具体的に適用するにあたっての取り扱いが承認され、平成25年11月29日の協議会総会で報告されました。

【参考：松阪市の香肌奥伊勢資源化広域連合からの脱退表明に係る主な経緯】

- 平成22年1月 協議会あり方検討作業部会において、市町の意向調査(アンケート)結果が取りまとめられ、志摩市は協議会からの脱退の意思を示した。松阪市などで構成される香肌奥伊勢資源化広域連合(以下、「香肌広域連合」という。)は、平成29年度以降も継続する意思を示した。
- 平成22年4月 協議会理事会において、志摩市については、離脱ルールがなかったことから負担等は要求せずに脱退が承認された。香肌広域連合も含めた残り5製造団体(13市町)の平成29年度以降の事業継続も併せて承認された。
- 平成22年4月 協議会あり方検討作業部会において、松阪市は、「平成33年からは香肌広域連合から離脱する。ただし、平成27年度から搬入しないことを目標に協議するつもりである」旨を発言。

- 平成22年8月 協議会理事会において、平成29年度以降にRDF焼却・発電事業から離脱する場合のルールが確認された。
- 平成22年8月 松阪市を含む協議会の14市町長名の文書で、平成29年度以降のRDF焼却・発電事業継続を踏まえた県の支援について知事あてに要望。
- 平成23年4月 協議会総会において、
- ・事業継続期間は平成32年度末とする
 - ・平成29年度以降の事業参画市町は、5製造団体（13市町）とする
 - ・平成29年度以降にRDF焼却・発電事業から離脱する場合のルールなどが承認された。
- また、平成28年度までの離脱ルールについて、協議会総務運営部会で検討することとされた。
- 平成23年5月 協議会総務運営部会において、離脱ルールの骨子案について協議。松阪市からの反対意見なし。
- 平成24年1月 協議会総務運営部会において、松阪市はRDF焼却・発電事業に係る確認書（離脱ルール）への反対の主旨を説明。確認書は、松阪市以外の賛成多数で承認された。
- 平成24年1月 松阪市は、平成27年3月末で香肌広域連合から離脱する旨、同連合長あてに文書で通知。
- 平成24年2月 松阪市の香肌広域連合からの離脱に関する文書に対して、香肌広域連合長から松阪市長あてに、協議等の手続きを踏むよう、文書で通知。

【資料】

RDF焼却・発電事業に係る確認書

伊賀市、志摩市、紀北町、香肌奥伊勢資源化広域連合、桑名広域清掃事業組合、南牟婁清掃施設組合及び三重県は、RDF焼却・発電事業（以下「事業」という。）について、平成20年11月6日及び平成23年4月5日の三重県RDF運営協議会（以下「協議会」という。）総会決議に基づき、本書を取り交わすことにより、事業が円滑に実施できるよう次のとおり確認する。

（運営体制）

第1条 事業については、次の製造団体及び製造団体を構成する市町が参画し、三重県（以下「県」という。）が事業主体となって運営する。ただし、志摩市が参画する期間については、平成23年4月5日の協議会総会決議に基づき、平成26年3月31日までの期間とする。

伊賀市

志摩市

紀北町

香肌奥伊勢資源化広域連合（松阪市、多気町、大台町、大紀町）

桑名広域清掃事業組合（桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町）

南牟婁清掃施設組合（熊野市、御浜町、紀宝町）

（事業期間）

第2条 前条に規定する運営体制による事業期間は、平成33年3月31日までの期間とする。

（費用負担）

第3条 平成28年度までの費用負担については、次のとおりとする。

(1) 事業の運営に要する費用は、売電による収入及び製造団体が負担する処理委託料（平成19年2月7日の協議会総会決議による処理委託料により算出したものをいう。）をもって充てるものとするが、収支計画における平成20年度から平成28年度までの収支不足見込額については、平成20年11月6日の協議会総会決議に基づき、製造団体と県が半分ずつ負担する。

(2) 前号の収支計画については、平成20年度以後3年度ごとに見直すこととされていることから、平成23年4月5日の協議会総会において改定された収支計画については、平成25年度に見直す。

(3) 前2号の収支計画における収支不足見込額とその実績に過不足が生じる場合は清算するものとし、その清算方法等については、別途協議会で定める。

2 平成29年度から平成32年度までの費用負担については、次のとおりとする。

(1) 事業の運営に要する費用は、売電による収入及び製造団体が負担する処理委託

料（平成28年度に收支が均衡する処理委託料により算出したものをいう。）をもって充てるものとするが、平成29年度から平成32年度までの収支不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費及び外部処理費をいう。以下同じ。）については、平成23年4月5日の協議会総会決議に基づき、製造団体と県が半分ずつ負担する。

- (2) 平成29年度から平成32年度までの収支不足見込額のうち製造団体負担分の負担方法等については、別途協議会で定める。
- (3) 平成29年度から平成32年度までの収支不足見込額とその実績に過不足が生じる場合は清算するものとし、その清算方法等については、別途協議会で定める。

(運営体制からの脱退等)

第4条 製造団体は、当該製造団体又は当該製造団体を構成する市町（以下「製造団体等」という。）が、平成33年3月31日（志摩市については、平成26年3月31日）までに第1条の運営体制からの脱退（以下「脱退」という。）をするときは、遅くとも脱退を希望する日の1年前までに協議会長宛て文書により協議しなければならない。

- 2 脱退の協議があった場合は、協議会理事会において審議し、協議会総会へ報告する。
- 3 前項により協議会において製造団体等の脱退が認められた場合は、脱退が認められた製造団体又は脱退が認められた市町が属する製造団体は、遅滞なく脱退に伴う負担金を一括で支払わなければならない。
- 4 前項の脱退に伴う負担金については、次項により算定するものとし、協議会理事会において審議し、協議会総会へ報告する。
- 5 脱退に伴う負担金は、脱退の日から平成33年3月31日（志摩市については、平成26年3月31日）までの期間（以下「残存期間」という。）における各年度の処理委託料単価（平成29年度から平成32年度の処理委託料単価については、平成29年度から平成32年度までの収支不足見込額のうち、製造団体が負担すべき額を含むものとして算出したものをいう。）に残存期間における各年度のRDF処理委託量（脱退する日の属する年度の前年度以前3年間の処理委託量の平均値とする。）を乗じて得た額及びRDFが処理されないことによる売電収入の減少に相当する額の合算額とする。
- 6 製造団体等が、RDF焼却・発電施設における処理が可能であり、かつ、製造団体のRDF化施設における処理が可能でもあるにも関わらず、焼却施設における処理その他RDF焼却・発電施設以外の施設における処理を意図的に行った場合は、協議会理事会において審議し、協議会総会へ報告する。ただし、3R推進によるごみの減量化、堆肥化等については、ごみの発生・排出抑制であることから、この限りではない。
- 7 前項により協議会において脱退と認められた場合は、脱退と認められた製造団体又は脱退と認められた市町が属する製造団体は、遅滞なく脱退に伴う負担金を一括で支払わなければならない。

(事業期間中のRDF焼却・発電施設の所有権及び終了した後の撤去費用)

第5条 事業期間中のRDF焼却・発電施設の所有権は県に帰属するものとし、事業が終了した後の撤去費用については、県が負担する。

(経費の節減等)

第6条 県は、安全・安定運転を前提とした上で、経費の節減に資するよう、効率的なRDF焼却・発電施設の運用に努める。また、事業の予算及び決算については、協議会総務運営部会でチェックを行う。

(県の技術的支援)

第7条 製造団体等が平成33年度以降のごみ処理方式を検討するため参考となる資料について、県は市町に協議会で提供する等技術的支援を行う。

(疑義等に関する取扱い)

第8条 この確認書に関し疑義の生じた事項及び確認書に定めのない事項については、協議会で協議の上決定する。

平成 年 月 日

三重県伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市
伊賀市長 岡本栄

三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22
志摩市
志摩市長 大口秀和

三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島769番地1
紀北町
紀北町長 尾上壽一

三重県多気郡多気町丹生4290
香肌奥伊勢資源化広域連合
広域連合長 久保行男

三重県桑名市多度町力尾
桑名広域清掃事業組合
管理者 伊藤徳宇

三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 2053
南牟婁清掃施設組合
管理者 古川弘典

三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木英敬

三重県津市広明町13番地
三重県
公営企業管理者
三重県企業庁長 小林潔

脱退負担金の取り扱いに関する決議

「RDF焼却・発電事業に係る確認書」(以下「確認書」という。)は、平成20年11月6日及び平成23年4月5日の三重県RDF運営協議会(以下「協議会」という。)総会決議に基づき、平成24年3月28日の協議会理事会で決定している。

今後、「確認書」第4条を具体的な事案に適用するに当たって、製造団体から脱退することにより「確認書」第1条の運営体制から脱退することとなる市町(以下「脱退市町」という。)について、以下のことを確認する。

1. 「確認書」第4条第3項、及び、第7項に規定する「脱退に伴う負担金」(以下「負担金」という。)は、脱退市町により生じたものであることから、脱退市町以外の協議会構成団体が不利益を被ることのないよう、脱退市町が負担すべきものである。
2. 脱退市町が属する製造団体は、協議会理事会の審議結果に従って、脱退市町が遅滞なく負担金を支出するよう求めなければならない。
3. 脱退市町は、製造団体の求めに応じ、製造団体に対して遅滞なく負担金を支払わなければならない。
4. 県は、上記2の結果、支障が生じたとき製造団体の協力要請に基づき、ともに対応する。